

大仙市とミズノ株式会社との包括連携に関する協定書

大仙市（以下「甲」という。）とミズノ株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、スポーツの振興及び市民の健康を推進するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙双方の持つ知恵、情報及び技術を共有し、協働による活動を推進することにより、スポーツの振興及び市民の健康を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、市民福祉の向上、公共性、公益性の確保を基本として、本条に定める事項（以下、「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

甲及び乙は、その活動内容について、事前に協議を行い、書面による合意を以て決定する。

- (1) スポーツの振興及び健康増進に関すること
- (2) 大仙市の魅力発信・PR、地域活性化の推進に関すること
- (3) スポーツの取り組みを通じた子どもたちの体験機会の創出
- (4) 双方が有益にして必要と認められる事業に関すること
- (5) その他目的達成のために必要な事項

（連携協力窓口の設置）

第3条 連携協力事項に関する窓口を、甲は大仙市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課に、乙はミズノ株式会社東北支社に設置し、定期的に協議するものとする。なお、設置した部署が変更となり、窓口業務が別の部署になる場合には、事前に相手方に通知するものとする。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとし、相手方の

事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならないものとする。なお、本条の規定は、本協定終了後も、甲乙双方に対し引き続き効力を有するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲と乙のいずれからも有効期間満了の1ヶ月前までに改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。ただし、この協定の有効期間に関して疑義が生じたときは、改廃の時期について随時協議し、定めるものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月16日

甲 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市

大仙市長

老松博行

乙 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目12番35号

ミズノ株式会社

執行役員 スポーツ営業本部

本部長

中島隆雄